

## 第4部 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項

景観計画区域（村内全域）を示すとともに、区域内の各エリアにおける届出の対象行為、景観形成の基準、配慮事項を示します。

# 第1章 景観計画区域

## 1. 景観計画区域

基本理念・基本方針に基づいた景観づくりを進めるため、景観計画が適用される区域は、中札内村全域とします。

## 2. 区域の区分（エリア）

村を3つの区域（エリア）に分け、それぞれの景観特性に合った景観づくりの取組により、効果的な景観づくりの展開を図ります。

自然景観エリア※<sup>1</sup>：豊かな自然環境を認識し、保全を通じた景観づくりを推進するエリア

農地景観エリア：農地及び農地周辺の自然環境の保全を通じた景観づくりを推進するエリア

市街地景観エリア：街並みの中で、花と緑とアートの文化が彩る景観の保全・発展を通じた景観づくりを推進するエリア

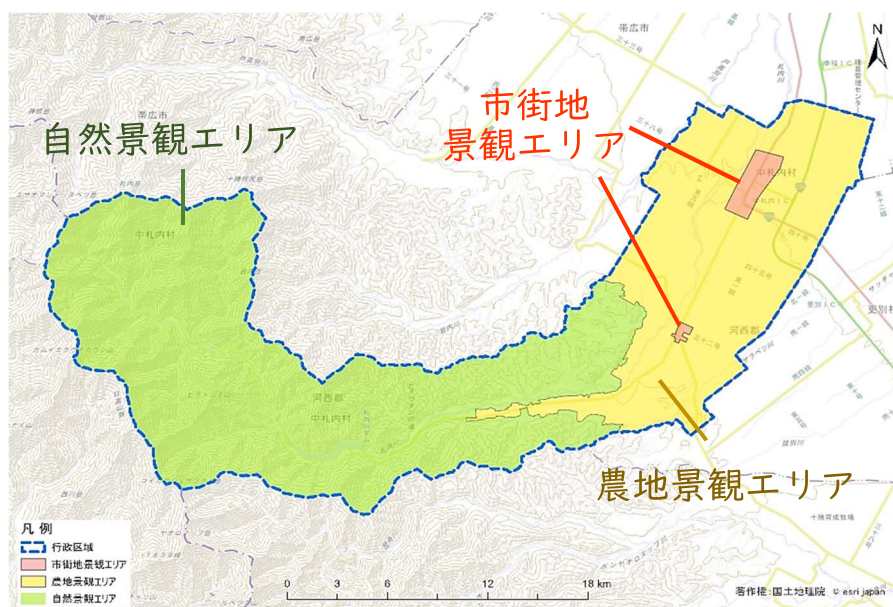


図 4-1 景観計画区域



図 4-2 市街地景観エリア（中札内市街地）



図 4-3 市街地景観エリア（上札内）

※ 1：2024 年 6 月に新規指定された日高山脈襟裳十勝国立公園を含みます。

## 第2章 届出の対象となる行為

建築物、工作物、開発行為等について、以下の規模以上の新築、増改築等の行為を行う場合を事前に届出の対象として定めます。

ただし、農林業及び畜産業を営むための行為や他の法令等で許可、認可、届出等がされる場合は豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例に基づく届出の対象外となることがあります。

景観法第16条第1項に基づく届出対象となる行為及び規模は以降に示すいずれかに該当するものとします。

### <届出対象となる行為>

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（太陽光発電設備を設置する場合も含む）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

### 村民による景観形成の取組を支援していきます

本計画では、建築等の行為に対する届出の基準等、景観形成に関するルールを定めています。このようなルールによる景観の誘導とともに、景観に配慮した行為に対しては今後補助事業の実施も検討し、積極的な景観形成の誘導も図っていきます。

## I. 自然景観エリア・農地景観エリア

届出対象行為

| 行為の種類              |                     |                                   | 規模                                                  |
|--------------------|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 建築物                | 新築又は移転              |                                   | 延床面積1,000㎡又は高さ10m以上又は地上3階建て以上のもの                    |
|                    | 増築又は改築              |                                   | 増築又は改築後の延床面積1,000㎡又は高さ10m以上又は地上3階建て以上のもの            |
|                    | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 |                                   | 延床面積1,000㎡又は高さ10m以上又は地上3階建て以上の建築物で、かつ外観の変更が過半を超えるもの |
| 工作物                | 新設又は移転              | さく、堀、擁壁等                          | 高さ3mを超えるもの                                          |
|                    |                     | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等                | 高さ15mを超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、                  |
|                    |                     | 風力発電設備                            | 高さ5mを超えかつ地盤面からの工作物の                                 |
|                    |                     | 煙突等                               | 上端までの高さが15mを超えるもの                                   |
|                    |                     | 物見塔等                              | 高さ10mを超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、                  |
|                    |                     | 彫像、記念碑等                           | 工作物の高さ5mを超えかつ地盤面からの工                                |
|                    |                     | 観覧車、コースター等                        | 作物の上端までの高さが10mを超えるもの                                |
|                    |                     | 自動車車庫の用に供する立体的な施設                 | 高さ10m又は築造面積2000㎡を超えるもの                              |
|                    |                     | 製造施設（プラント等）                       |                                                     |
|                    |                     | 貯蔵・処理施設（石油、ガス、穀物、飼料等）             |                                                     |
|                    |                     | 汚物処理場、ごみ焼却場等                      |                                                     |
|                    |                     | 太陽電池発電設備                          | 全てのもの<br>※居住用建築物に設備を設置するものは除く                       |
|                    | 増築又は改築              | 増築又は改築後の規模が、新設又は移転の届出に必要な規模を超えるもの |                                                     |
|                    | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 | 新設又は移転の届出が必要な規模で、かつ外観の変更が過半を超えるもの |                                                     |
| 開発行為（都市計画法第4条第12項） |                     |                                   | 開発区域面積10,000㎡又はのり面・擁壁高さ5mを超えるもの                     |
| 森林の伐採              |                     |                                   | 伐採面積が5,000㎡以上かつ森林経営計画に基づかないもの                       |
| 屋外における資材等の堆積       |                     |                                   | 資材置場の区域の面積が500㎡を超えるもの                               |
| 屋外広告物              |                     |                                   | 1箇所の表示面積が5㎡を超えるもの                                   |

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとします。

表 4-1 自然景観エリア・農地景観エリアの届出対象行為



## ■日高山脈襟裳十勝国立公園内の許可について

自然景観エリアの西側は、日高山脈襟裳十勝国立公園と重複しており、特別保護地区及び特別地域に指定されています。（P.23 国立公園区域指定図参照）自然公園法第20条第3項及び第21条第3項に基づき、これらの地区では前頁の届出対象行為とは別に、以下の行為に対して許可が必要になります。

| 区分           | 対象行為                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別保護地区及び特別地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工作物※<sup>1</sup>を新築し、改築し、又は増築すること</li> <li>② 木竹を伐採すること</li> <li>③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること</li> <li>④ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</li> <li>⑤ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</li> <li>⑥ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること</li> <li>⑦ 水面を埋め立て、又は干拓すること</li> <li>⑧ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること</li> <li>⑨ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること</li> <li>⑩ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること</li> </ul>                                                                                                               |
| 特別保護地区のみ     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 木竹を損傷すること</li> <li>② 木竹を植栽すること</li> <li>③ 動物を放つこと（家畜の放牧を含む）</li> <li>④ 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること</li> <li>⑤ 火入れ又はたき火をすること</li> <li>⑥ 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること</li> <li>⑦ 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと</li> <li>⑧ 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること</li> <li>⑨ 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること</li> <li>⑩ 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                             |
| 特別地域のみ       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること</li> <li>② 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること</li> <li>③ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること</li> <li>④ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと</li> <li>⑤ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること</li> <li>⑥ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む）</li> <li>⑦ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること</li> <li>⑧ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</li> </ul> |

※1：自然公園法における工作物は、建築物を含みます

出典：自然公園法第20条第3項および第21条第3項

表 4-2 日高山脈襟裳十勝国立公園特別保護地区及び特別地域で許可が必要な行為

## 2. 市街地景観エリア

届出対象行為

| 行為の種類              |                     |                       | 規模                                                                              |
|--------------------|---------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物                | 新築又は移転              |                       | 延床面積50㎡を超えるもの                                                                   |
|                    | 増築又は改築              |                       | 増築又は改築後の延床面積が50㎡を超えるもの                                                          |
|                    | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 |                       | 延床面積が50㎡を超える建築物の外観の変更が過半を超えるもの                                                  |
| 工作物                | 新設又は移転              | さく、堀、擁壁等              | 高さ3mを超えるもの                                                                      |
|                    |                     | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等    | 高さ15mを超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、                                              |
|                    |                     | 風力発電設備                | 高さ5mかつ地盤面からの工作物の                                                                |
|                    |                     | 煙突等                   | 上端までの高さが15mを超えるもの                                                               |
|                    |                     | 物見塔等                  | 高さ10mを超えるもの<br>※建物と一体となって設置される場合は、<br>工作物の高さ5mかつ地盤面からの<br>工作物の上端までの高さが10mを超えるもの |
|                    |                     | 彫像、記念碑等               | 高さ10m又は築造面積：2000㎡を超えるもの                                                         |
|                    |                     | 観覧車、コースター等            |                                                                                 |
|                    |                     | 自動車車庫の用に供する立体的な施設     |                                                                                 |
|                    |                     | 製造施設（プラント等）           |                                                                                 |
|                    |                     | 貯蔵・処理施設（石油、ガス、穀物、飼料等） |                                                                                 |
|                    |                     | 汚物処理場、ごみ焼却場等          |                                                                                 |
|                    |                     | 太陽電池発電設備              | 全てのもの<br>※居住用建築物に設備を設置するものは除く                                                   |
|                    | 増築又は改築              |                       | 増築又は改築後の規模が、新設又は移転の届出に必要な規模を超えるもの                                               |
|                    | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 |                       | 新設又は移転の届出が必要な規模で、かつ外観の変更が過半を超えるもの                                               |
| 開発行為（都市計画法第4条第12項） |                     |                       | 開発区域面積10,000㎡又は、のり面・擁壁高さ5mを超えるもの                                                |
| 森林の伐採              |                     |                       | 伐採面積が5,000㎡以上かつ森林経営計画に基づかないもの                                                   |
| 屋外における資材等の堆積       |                     |                       | 資材置場の区域の面積が500㎡を超えるもの                                                           |
| 屋外広告物              |                     |                       | 1箇所の表示面積が5㎡を超えるもの                                                               |

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとします。

表4-3 市街地景観エリアの届出対象行為

## 第3章 景観形成基準

中札内村が指導・勧告等を行う際の判断基準となる「景観形成基準」を定めます。

### (1) 自然景観エリア・農地景観エリア

#### 景観形成の基準

| 行為           | 区分               | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物及び工作物     | 位置・配置            | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とします。<br>(2) 景観上重要な日高山脈、札内川等の河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とします。                                                                                                                          |
|              | 規模               | (1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とします。<br>(2) 景観上重要な日高山脈、札内川等の河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とします。                                                                                                      |
|              | 形態又は色彩<br>その他の意匠 | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とします。<br>(2) 全体としてまとまりのある形態意匠とします。<br>(3) 外観には、周辺の自然・農地景観と調和する色彩を用い、 <u>彩度は6以下</u> とします。<br>(4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮します。<br>(5) オイルタンクや室外機等、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をします。 |
|              | 敷地の外構・その他        | (1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り緑化を行います。特に、道路等の公共空間に面した空間は、自然・農地景観と調和した緑化を行うよう配慮します。<br>(2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮します。<br>(3) さく、塀、擁壁等は景観特性に配慮し、必要に応じて設置します。設置する際は圧迫感を与えない高さとしします。                                  |
| 開発行為         | 位置               | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とします。<br>(2) 景観上重要な日高山脈、札内川等の河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とします。                                                                                                                                |
|              | 規模               | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とします。<br>(2) 景観上重要な日高山脈、札内川等の河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とします。                                                                                                                                |
|              | 形状・緑化等           | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とします。<br>(2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用します。<br>(3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮します。                                                                                                    |
| 森林の伐採        |                  | (1) 周辺景観や眺望景観に充分配慮し、可能な限り樹林地の保全や植栽等による緑化を行います。緑化の際には、周辺景観と調和した樹種の構成や配置とします。                                                                                                                                                                 |
| 屋外における資材等の堆積 |                  | (1) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、資材置き場、その他の物件の堆積は、できる限り目立たない位置で行うようにします。堆積が常に行われる場合は、緑化等による修景に努めます。                                                                                                                                                    |
| 屋外広告物        |                  | (1) 周辺景観と調和がとれた形状・意匠・材質・色彩・照明とし、表示面積及び掲出数は必要最小限とします。また、道路敷地等における乱立を避けるための集約化に協力します。<br>(2) イベント等の臨時的な設置を除き、過度な看板やのぼり等は設置しないようにします。<br>(3) 眺望を阻害するような広告物は設置しないようにします。                                                                        |

表 4-4 自然景観エリア・農地景観エリアの景観形成の基準

■日高山脈襟裳十勝国立公園管理運営計画書における工作物等の取り扱い方針について  
 国立公園の管理運営計画書は、地域の現況の特性を踏まえ、その実情を反映した公園管理の方針を定めています。日高山脈襟裳十勝国立公園の計画書では、自然景観エリアと重複する特別地域において、工作物（建築物を含む）等に対する審査基準が定められており、自然景観エリアの基準、自然公園法に基づく許可基準とともに守る必要があります。

管理運営計画書における審査基準（特別地域）※一部抜粋

| 行為の種類 |                   | 審査基準（概要）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工作物   | (1)建築物            | <p>① デザイン、色彩、材料</p> <p>ア) 屋根の形状<br/>原則として勾配のある形状（切妻、寄棟等）とするが、無落雪等のため、やむを得ず陸屋根とする場合には、落ち着いたデザインとなるよう配慮し、傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）等を付ける。</p> <p>イ) 屋根の色彩<br/>原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色又は群青色とする。</p> <p>ウ) 外壁の色彩<br/>原則としてクリーム色、グレー色、白色、アイボリー、ベージュ、茶色系統又は自然素材のままの色彩とする。</p> <p>＜配慮事項・指導方針等＞<br/>建築物に使用する材料は出来るだけ自然材料を使用し、また、外部デザインは、極力、単純な形態として、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。また、建築物の周囲には、可能な限り現地産樹木等により修景のための植栽を行う。</p> |
|       | (2)道路             | <p>① 防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。</p> <p>② 防雪柵やロックネット・ロックフェンス等は、極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|       | (3)電柱、鉄塔<br>アンテナ等 | <p>原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>＜配慮事項・指導方針等＞<br/>電柱の新設に当たっては、周辺の環境を損なわないようにするため、電力、電話の共架を指導するとともに、利用拠点では可能な限り地下埋設とするよう指導する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
|       | (4)その他<br>工作物     | <p>色彩は、原則として灰白色系統、又はこげ茶色系統とする。</p> <p>＜配慮事項・指導方針等＞<br/>風致上重要な地区については、周囲の自然となじぶような色彩となるよう、使用材料等について指導する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 広告物   | (1)指導標・案内板        | <p>原則として白、黒、こげ茶を基調とする。ただし、赤、青、緑等の原色であってもシンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。</p> <p>＜配慮事項・指導方針等＞<br/>利用者に情報を提供するために設置する指導標、案内板等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとなるよう指導する。</p> <p>また、設置場所については、利用上の効果を考えて、適切な設置箇所を検討するとともに展望や風致に支障がないよう配慮する。</p>                                                                                                                                                         |
|       | (2)営業用<br>広告物     | <p>原則として設置を認めない。</p> <p>＜配慮事項・指導方針等＞<br/>公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の風致に支障を与えないよう指導する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

出典：日高山脈襟裳十勝国立公園 管理運営計画書 （環境省）

表 4-5 日高山脈襟裳十勝国立公園管理運営計画書における審査基準（特別地域）※一部抜粋

## (2) 市街地景観エリア

### 景観形成の基準

| 行為           | 区分               | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物及び工作物     | 位置・配置            | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とします。<br>(2) 景観上重要な日高山脈、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とします。                                                                                                                                                       |
|              | 規模               | (1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とします。<br>(2) 景観上重要な日高山脈、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とします。                                                                                                                                   |
|              | 形態又は色彩<br>その他の意匠 | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とします。<br>(2) 全体としてまとまりのある形態意匠とします。<br>(3) 外観には、街並みや周辺景観と調和する色彩を用い、彩度は6以下とします。<br>(4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮します。<br>(5) オイルタンクや室外機等、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をします。                                    |
|              | 敷地の外構・その他        | (1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り緑化を行います。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい緑化を行うよう配慮します。<br>(2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮します。<br>(3) さく、塀、擁壁等は景観特性に配慮し、必要に応じて設置します。設置する際は圧迫感を与えない高さとし、ます。<br>(4) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮します。 |
| 開発行為         | 位置               | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とします。<br>(2) 景観上重要な日高山脈、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とします。                                                                                                                                                             |
|              | 規模               | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とします。<br>(2) 景観上重要な日高山脈、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とします。                                                                                                                                                             |
|              | 形状・緑化等           | (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とします。<br>(2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用します。<br>(3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮します。                                                                                                                            |
| 森林の伐採        |                  | (1) 周辺農地の経営や、周辺景観及び眺望景観に充分配慮したものとし、樹林地の保全や植栽等による緑化を行います。緑化の際には、周辺景観と調和した樹種の構成や配置とします。                                                                                                                                                                               |
| 屋外における資材等の堆積 |                  | (1) 土石、資材（廃車も含む）、その他の物件の堆積は、できる限り目立たない位置で行うようにします。堆積が常に行われる場合は、緑化等による修景に努めます。                                                                                                                                                                                       |
| 屋外広告物        |                  | (1) 周辺景観と調和がとれた形状・意匠・材質・色彩とし、表示面積及び掲出数は必要最小限とします。また、道路敷地等における乱立を避けるための集約化に協力します。<br>(2) イベント等の臨時的な設置を除き、過度な看板やのぼり等は設置しないようにします。<br>(3) 眺望を阻害するような広告物は設置しないようにします。<br>(4) 夜間照明は、必要以上に華美なものは避けま                                                                       |

表 4-6 市街地景観エリアの景観形成の基準



### 3. 景観形成配慮事項

---

#### (1) 基本的事項

建築物や工作物を設置する際には、施設の性格や地域の特性に応じて、周囲の景観に調和するように努めます。自主的に配慮すべき事項として「景観形成配慮事項」を定めます。

※指導・勧告等を行う際の判断基準となる「**景観形成基準**」は P. 50～52 を参照してください。

#### (2) 個別事項

##### ① 景観の向上に関する配慮

- ・ 立地する場所の都市機能、歴史的背景、自然条件等の地域特性を生かして建築物や工作物、及びその敷地の総合的なデザインを行い、景観の形成に努める。
- ・ 中札内村の歴史的な景観、村民の多くが愛着を持っている景観の周辺地区においては、その特徴を壊すことのないように、形態、意匠に十分配慮する。
- ・ 開放された景観を持つ場所においては、周囲からの眺望を妨げないように、形態、意匠に十分配慮する。
- ・ 交差点等のまちかど、景観の軸線上等の注意を引く場所に立地する場合は、地域のシンボル、ランドマークになるように配慮する。
- ・ 夜間の景観向上に資するものについては、ライトアップや効果的な照明を行い、夜の景観やにぎわいの演出に配慮する。

##### ② 地域特性に対する配慮

- ・ 商業系の土地利用では、建築物の外壁の位置、高さの連続性、屋外広告物、オープンスペースの確保等に配慮し、周囲の街並みや農地と調和したゆとりある空間を作り出すように努める。
- ・ 特に、商業業務の集積する商店街では、にぎわいのある雰囲気醸し出すために建築物の低層部分において、壁面のデザインの工夫等に配慮する。また、建築物の正面にショーウィンドウを設置する等、シャッター等の形態や色彩に配慮し、商店街らしい街並みの連続性を確保する。
- ・ 住宅地では、建築物の高さやオープンスペースの確保、敷地外周部の緑化等に配慮し、周囲との調和や落ち着いたきのある街並みの形成に努める。

##### ③ 建築物に関する配慮

＜建築物の配置・規模＞

- ・ 施設相互のゆとりの確保、道路からの壁面線の後退、建築物の分棟化等により、ゆとりのある景観の形成に努める。
- ・ 周囲の建築物と調和が得られやすい規模とし、一体感のある街並みを形成するように努める。
- ・ 大規模な建築物については、主要な外壁の位置をそろえる等、周囲の建築物や前面道路等との調和を図る。また、一般に開放されたオープンスペースを確保するために、公開空地等を積極的に取り入れるように建築物の配置を行う。
- ・ 良好な眺望が得られる場所では、道路や眺望点等から見て、眺望の妨げとならないような配置や規模とする。



#### <建築物の形態・意匠>

- 周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。
- 建築物全体として統一感のあるデザインとする。
- 大規模な建築物については圧迫感や単調さの軽減に配慮したデザインとする。

#### <建築物の色彩>

- 周囲の景観との調和が得られる色彩とする。

#### <建築物の設備>

- 配水管、空調用ダクト等の設備配管、配線は外壁面に露出しないように配置する。やむを得ず露出する場合は外壁の色彩とそろえる等、建築物本体との一体化を図る。
- クーリングタワー等の屋上設備は、壁面の建ち上げやルーバー等による適切な遮蔽を行う。やむを得ず露出する場合は前面道路から見えにくい位置とする。
- 非常階段等の屋外階段は、形状、材料、色彩等を建築物本体とそろえる等の適切な処置を講じる。
- ベランダ、バルコニー等を設ける場合は洗濯物等が前面道路から直接見えにくい構造や形態とする。

#### <建築物に付随する太陽光発電設備>

- 太陽光パネル（太陽電池モジュール）の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。
- 架台やモジュールのフレームの色はできるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。
- 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。
- 勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。
- 陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバー等により目立たないようにして建築物と一体化させる。
- 太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナー等は、建築物と一体化するか、又は通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にする等、修景を図ること。

#### <建築物の外構及び付属施設等>

- 建築物の前面道路と一体的な利用ができ、また、一体的な修景空間となるように、敷地面積の規模に応じて接道部にオープンスペースを確保し、植栽等による修景を行う。
- 屋外の駐車場、駐輪場等は街並みの連続性や雰囲気を壊さないように配慮するとともに、植栽等による修景緑化に努める。
- 付属施設（給水室、機械室、ごみ置場、倉庫等）は建築物本体や街並みと調和するように配慮する。
- 柵、門、塀等は、建築物本体や街並みと調和するように配慮する。

＜建築物の維持管理＞

- ・ 空家、空店舗等の長期間利用されていない建築物については、安全面だけでなく景観面にも配慮した適切な維持管理を行う。

④ 工作物等に関する配慮

＜工作物の配置＞

- ・ 自然景観又は農地景観を背景に設置される工作物等については、周辺の緑化等による修景を行う。

＜工作物の形態・意匠＞

- ・ 工作物等の色彩、前面のデザイン等については、周囲の街並みとの調和に配慮する。

＜その他＞

- ・ 夜間の景観の向上に資するものについては、ライトアップ等の効果的な照明を行う等、夜の景観の演出に配慮する。

＜太陽光発電設備＞

- ・ 太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。
- ・ 太陽光発電設備におけるパワーコンディショナー等、附属設備の色彩は周囲の景観と調和するものを使用する。
- ・ 尾根線上、丘陵地又は高台での設置は避けること。
- ・ 歩行者や周辺の景観への影響があるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽等により目立たないようにすること。
- ・ 主要な眺望点や主要な道路等から見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽等により目立たないようにすること。

＜風力発電設備＞

- ・ 風力発電設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。
- ・ 尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大にならない規模とすること。
- ・ 主要な眺望点や主要な道路から見た際に、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。
- ・ 風力発電設備を複数設置する場合は、整然と配置すること。
- ・ 付属設備については、必要に応じて植栽等により目立たないようにすること。

＜バイオマス発電施設＞

- ・ バイオマス発電施設の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。
- ・ 歩行者や周辺の景観への影響があるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽等により目立たないようにすること。
- ・ 主要な眺望点や主要な道路等から見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽等により目立たないようにすること。

## 第4章 事前協議と届出の流れ

景観法第16条に基づく届出に際しては、特に景観上影響の大きな建築物、工作物、広告物の計画について、早い段階でデザインへの助言や指導等を行い、適切に景観誘導を図っていくことが、円滑で効果的な届出の運用の面で重要と考えることから、事業者と事前に協議する事前協議制度の導入を図ります。

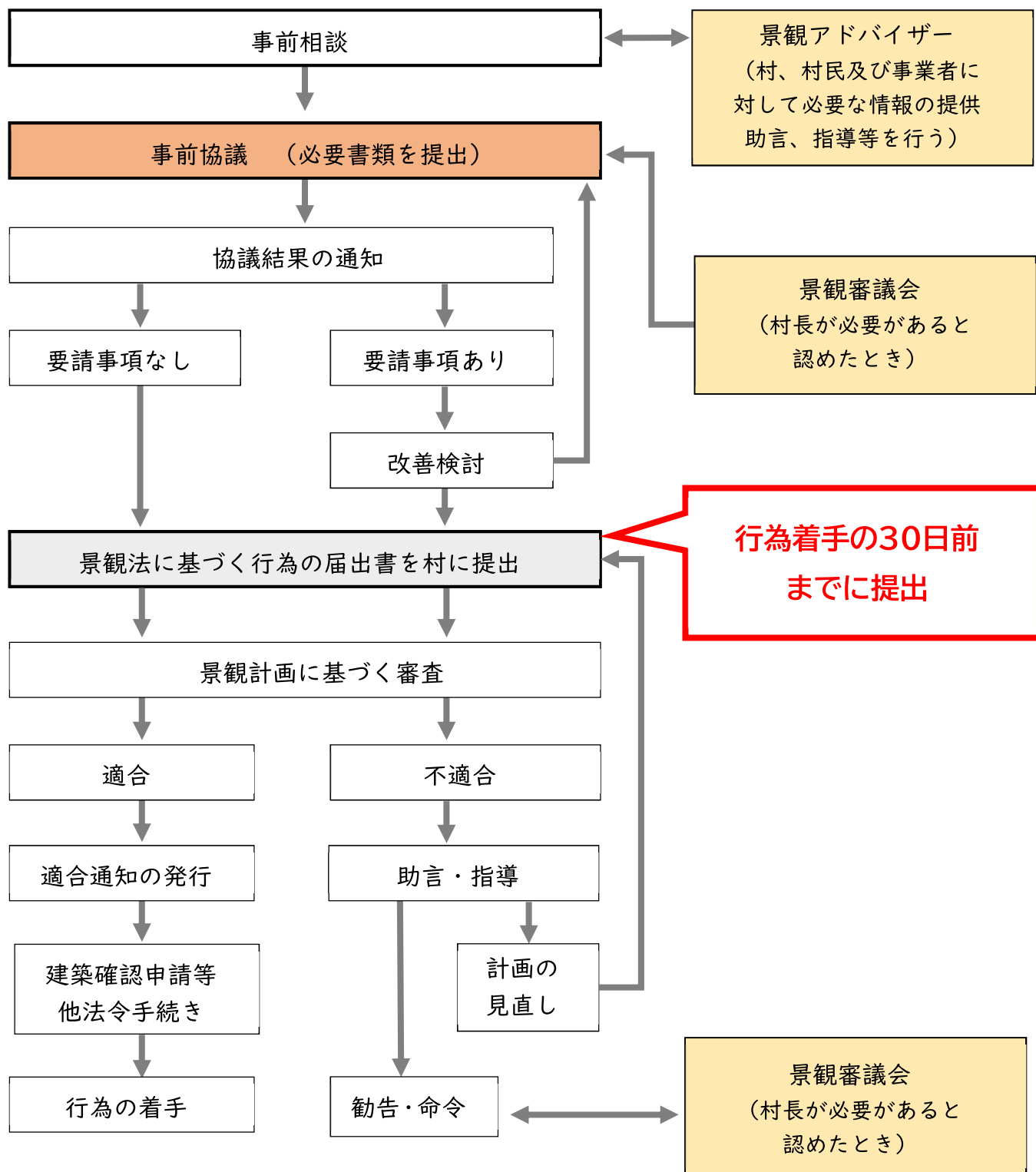


図 4-4 事前協議と景観法に基づく行為の届出の流れ

## 第5部 景観形成を支える資源の 指定方針の整備に関する事項

景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木、屋外広告物、自然公園法の許可の基準、  
景観農業振興計画に関する事項を示します。

# 第1章 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

中札内村内には国道 236 号、道道 55 号といったまちの骨格を形成する軸があり、この沿線を中心として市街化されています。また、帯広広尾自動車道や中札内インター線は広域的な幹線軸を形成しています。札内川は、希少植物の生息地であるとともに、住民に安らぎと憩いを与える緑の軸を形成しています。また、開拓の歴史、農村景観のシンボルともいえる防風保安林は、永らく農地や市街地、集落を風害から守り、かつ遠景に仰ぐ日高山脈から続く山並みに対して、中近景の景観資源として奥行きを与えています。

このように景観づくりを図る上で特に重要な役割を担う公共施設は、「景観重要公共施設」に指定することを検討し、景観に配慮した整備を推進します。

## 1. 指定の方針

- ① 景観を形成する拠点や軸となり、中札内村の特性を活かした景観づくりにおいて、積極的な整備又は維持管理が必要な公共施設
- ② 中札内村の魅力やイメージの維持・向上に不可欠であり、意匠の調整や環境整備等が必要な公共施設
- ③ 地域の顔となるような景観を創出する公共施設

## 2. 指定に関する事項

景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定することができます。

「景観重要公共施設」の指定に当たっては、今後、公共施設管理者との協議・同意を得るとともに、中札内景観審議会の意見を聴くものとします。

### ■指定基準

- ・地形の骨格を形成し、豊かな生態系、生活や産業を支える河川
- ・広域の地域間をつなぎ、日高山脈等の中札内村を含む圏域の沿道景観を印象づける道路
- ・中札内村の原風景や貴重な自然環境と調和し、人々の憩いや交流の拠点となる緑地
- ・その他、中札内村の景観づくりにおいて重要な要素となる公共施設



### 3. 整備に関する事項

---

指定された「景観重要公共施設」については、地域の景観まちづくりや観光・商業振興等と連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図る必要があります。

「景観重要公共施設」の整備に当たっては、村の公共事業を行う際は、中札内景観審議会において意見を伺い、国、北海道等の公共事業においては、景観の配慮について行政との協議を行うこととします。

#### <整備方針>

- ・ 景観に配慮した工作物・構造物の整備
  - 道路：舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面、電柱等
  - 河川：護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物等
- ・ 地域の特性や周辺と調和した公共サインの設置
- ・ 眺望に配慮した工作物の設置箇所の把握と共有
- ・ 豊かな遠景・中景・近景の眺望の理解と共有
- ・ 防風保安林の保全
- ・ 屋外広告物の適正な規制・誘導
- ・ 地域の特性に応じた道路や河畔林の緑化推進

## 第2章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

村では、多くの村民に親しまれている建造物や樹木のうち、道路その他の公共の場所から容易に眺められるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように入めます。

### ＜景観重要建造物の指定の方針＞

- ・優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、地域の良好な景観形成を図る上で重要なもの
- ・地域の自然や歴史、文化、芸術、くらし等と密接に関わり、地域に親しまれているもの
- ・眺望の目標物である等、地域の良好な景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

### ＜景観重要樹木の指定の方針＞

- ・樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの
- ・本村の自然環境の特徴を表すもの
- ・本村の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの
- ・地域の自然や歴史、文化、くらし等と密接に関わり、地域に親しまれているもの
- ・眺望の目標物である
- ・地域の良好な景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

## 第3章 屋外広告物の景観形成に関する基本的事項

屋外広告物は、目的地への案内・誘導や対象物の解説等、人々に対して必要な情報を伝達する役割を果たしています。また、市街地における商業地域等においては色彩や素材等が地域のにぎわいや活気を演出する等、まちのイメージを印象づける景観形成上の重要な役割を果たしています。

しかし、地域性や周辺への配慮がない屋外広告物は、街並みや周辺の自然景観・農地景観との調和を欠く等、景観を阻害する要素となり得る場合もあります。

以上を踏まえて、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に当たっては、周辺の景観との調和に十分に配慮します。村における屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限については、現在「北海道屋外広告物条例」により規制されています。当面は、本計画及び同条例に基づいた規制・誘導を推進していきます。必要に応じて中札内村独自の「屋外広告物条例」の制定を検討する等、良好な景観形成を図っていきます。

### <屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項>

- ・北海道屋外広告物条例を遵守した規制・誘導を推進します。
- ・必要に応じて、中札内村独自の「屋外広告物条例」の制定等を検討します。

## 第4章 自然公園法の許可の基準

景観計画区域と日高山脈襟裳十勝国立公園の区域が重複する「自然景観エリア」では、相互に連携・調整を図りながら、自然公園法に基づく措置と景観法に基づく措置を一体的に行うことが必要です。

下記に示す景観法第8条第2項第4号ホにおいて、景観計画において自然公園内の許可の基準を定めることができ、さらに、景観計画に良好な景観の形成を図る上で、必要な上乗せの許可基準を定めることができるとされています。

### <景観法第8条>

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

本計画で定めた景観計画区域のうち、日高山脈襟裳十勝国立公園と重複する区域は特別保護地区及び特別地区であり、工作物（建築物を含む）や広告物の設置等においては、自然公園法第20条第3項と管理運営計画書に基づく許可・審査が必要になります。

上記の部分においては、景観法の規定に基づき、自然景観エリアにおける「景観形成のための行為の制限に関する事項」を、自然公園法の許可の基準として扱うこととします。

### <自然公園内における許可の基準>

- ・ 自然景観エリアにおける行為の制限を自然公園法の許可の基準として扱う

## 第5章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

村の畑作や酪農等の農業がみせる景観の特徴は、今日も発展しつづける村の基幹産業であること、開拓の歴史と文化を継承した語り部であること、これらのふたつの側面を有した、生きた景観であることです。

「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、健全な営農環境が周囲との調和を織りなし、村民が育んできた良好な景観を形成している地域について、定めることができます。

景観計画区域のうち農業振興地域内にある農用地及び農業施設その他施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合、「景観農業振興地域整備計画」を有効に活用し、計画の策定を通じて、一層の付加価値をつけ、知名度の向上にも貢献していくことを目指すものとします。

なお、地方自治体が同計画を策定する際の前提として、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく「農業振興地域整備計画」に適合することが、景観法には明記されています。

### ＜景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項＞

- ・ 基幹産業たる農業の一層の発展と、その文化の幅広い獲得の両立を目的とした活用を検討します。
- ・ 農家が共有した目的に向けて協働する際に、自主的に形成した地区を対象として策定を検討します。

## 第6部 景観まちづくりの 推進に向けて

景観形成の推進に向けて、村民・事業者・行政の協働等の基本的な考え方や、推進に向けた施策・事業、計画の進行管理の方法を示します。



## 第1章 景観形成の推進体制

村民が自ら景観形成に積極的に取り組むことで、景観まちづくりの質が向上し、村の景観もみなさん自身のこころも豊かで美しいものになります。

まちづくりの主役である村民のみなさんとともに、事業者、行政（国・道・村）はそれぞれに求められる役割を果たしながら、連携・協働して景観形成に取り組めます。

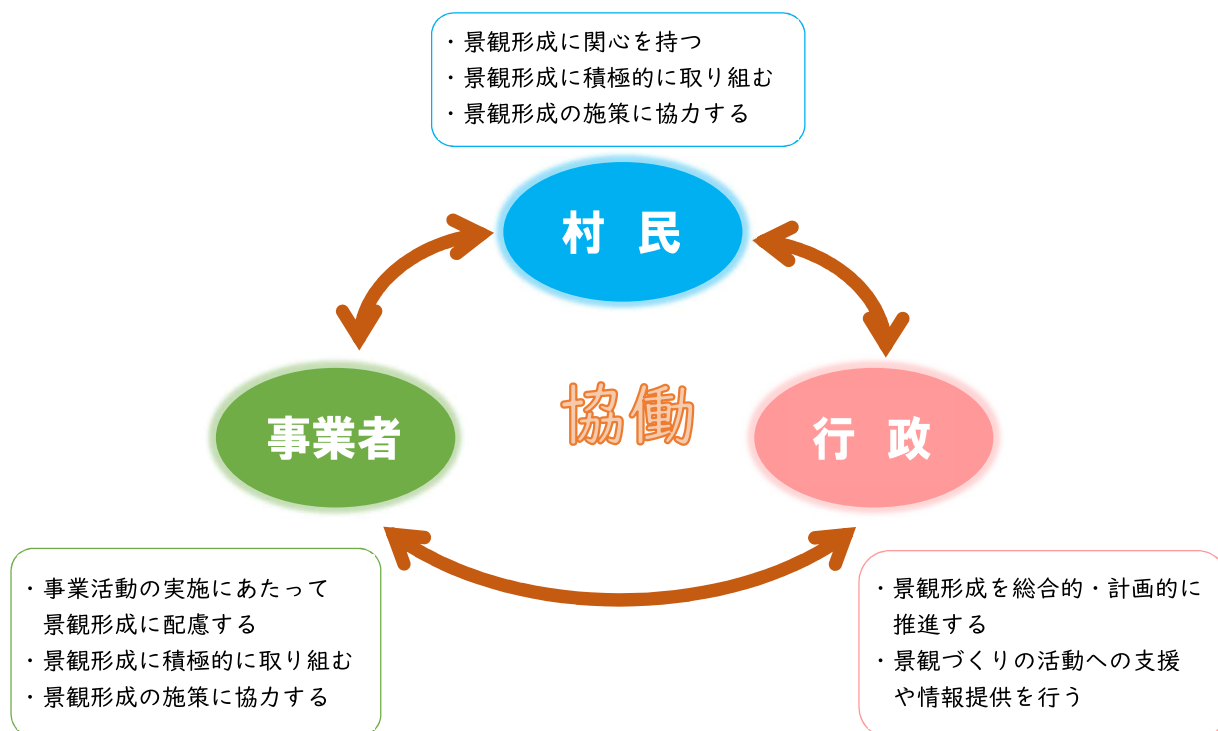


図 6-1 景観形成の推進体制

村には、自然景観、農地景観、市街地景観の構成要素となる多様な景観資源が、数多く分布しています。その他、村民が日々の暮らしの中で大切にしたいと思う様々な資源が多数残されており、埋もれている資源を掘り起こすことは私たちの地域を知る手がかりとなります。

このような景観資源を、地域の個性豊かな景観形成の核として大切に保全するとともに、その特性に応じた地域ならではの景観形成の取組を推進します。

### ①景観資源の発掘

- ・ 自分の住む地域に対する関心を高め、地域を知る手がかりとなる景観資源を、地域住民と協働して発掘する。

### ②景観資源の保全

- ・ 景観資源の所有者等は、適正な管理に努める。
- ・ 地域の個性豊かな景観形成の核として重要な役割が期待される建造物や樹木は、景観法又は各種制度を活用して保全する。

### ③景観資源の活用

- ・ 景観資源の周辺について、当該資源に調和した景観形成を進める。

## 第2章 計画推進のための施策

### 1. 景観まちづくり文化の定着

本計画への理解を深め、中札内村にとって景観まちづくりがいかに重要であるかや、継続していく必要性について広く周知し、村の文化として定着させます。

#### ①情報発信

- 本村の景観に関する考え方や取組内容について村広報紙やホームページ、SNS 等によって村内外に対して情報発信していきます。
- 村の魅力ある景観についても積極的に情報発信していきますが、景観保護の観点から、場合によっては人の出入りを制限する等の配慮をします。

#### ②各種イベントの実施

- 景観資源を活用したイベントを実施することによって、村の景観の大切さを再認識し、地域への愛着と誇りを持てるようにします。
- 補助制度である「美しいふるさとづくり事業」の活用促進や、景観保護活動の実施によって、景観に関する取組に関わるきっかけづくりをします。

### 2. 景観計画に基づいた取組

目標達成のために、本計画に基づいて各種取組を実施していきます。

#### ①景観審議会による確認

- 景観審議会により本計画の進捗状況の評価と検証、見直しを行います。また、景観まちづくりに関するあらゆる事項に関して意見を聞くことができるようにします。
- 景観審議会には、個人だけでなく景観に関わりの深い団体や事業者にも積極的な参加を促します。

#### ②良好な景観形成のための行為の制限

- 本計画第4部に規定したとおり、村内で一定の規模以上の建築や開発等を行う際には事前に届出を義務付けることで、景観を阻害するような行為を防止します。
- 上記の届出基準に達しない規模の場合でも、本計画に定めた景観形成基準や景観形成配慮事項に基づいて建築等を行うように指導します。





## 豊かな自然を未来につなぐ 中札内村景観計画

発行元：北海道 中札内村（令和 9 年 3 月発行）

〒089-1392 北海道河西郡中札内村東 1 条南 1 丁目 2 番地 1

TEL 0155-67-2311 FAX 0155-68-3911

Mail [yakuba@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp](mailto:yakuba@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp)

